

# 家族に迎えませんか？



尼崎市動物愛護センターには、  
新しい飼い主さまを待っている犬や猫がいます。  
家族の一員として生涯大切に育てていただける  
飼い主さまを探しています。

## 譲渡の流れ



### ・譲渡関係書類を提出

譲渡条件を確認のうえ、書類をご提出ください。  
書類は2種類ございます。裏面も忘れずにご記入ください。

### ・書類審査

譲渡要件を満たしているかどうか審査を行い、審査結果をご連絡いたします。  
(審査には2週間程度かかる場合がございます)

### ・マッチングおよび面談

日程調整のうえ、希望される動物を見学していただきます。  
同時に面談も行います。

### ・飼養環境調査

ご自宅にて飼養環境の確認をさせていただきます。

### ・審査

面談・飼養環境調査を踏まえた審査後、譲渡対象者登録の可否について  
ご連絡します。

### ・トライアル（体験飼養）

ご希望の動物がいた場合、相性確認のためトライアルを一定期間行います。

### ・正式譲渡

体験飼養の結果等を踏まえて譲渡希望動物との相性等を総合的に勘案させて  
いただき、正式譲渡となります。



# 譲渡条件について



- ・成人で終生飼養できること。ただし、65歳以上又は一人暮らしの場合は、飼養引継誓約書の提出が必要となります。
- ・尼崎市周辺（センターから車でおおむね1時間圏内）に住居を有し、そこで飼養管理できること。
- ・動物を飼養することについて家族全員の同意を得ており、当該世帯が経済的困窮になく、公的扶助を受けていないこと。
- ・同居者に動物の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。
- ・譲り受けた動物が不妊去勢手術を実施されていない場合には、不妊去勢手術の必要性を理解した上で、譲渡を受けた動物が生後6ヶ月未満の場合は6ヶ月齢に達するまでに、また成体の場合は譲渡後概ね6ヶ月以内に不妊去勢手術を行えること。
- ・飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅等の場合は、管理規約や賃貸契約等で動物の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写し）を提出できること。
- ・猫は完全室内飼養ができること。犬は必要に応じて室内飼養ができること。
- ・現在、同一住居で飼養している犬猫等の頭数が合計3頭未満であること。
- ・現在、他の動物を飼養しているときは、譲渡される動物と良好な関係を構築できること。
- ・過去に自己の所有する動物について、動物愛護団体や保健所等に対して保護や動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項による引取りを求めたことがないこと。
- ・体験飼養申込書兼誓約書及び動物譲渡願兼誓約書の内容並びに関係する法令等を理解し遵守できること。

その他、個々のご事情等も含めたうえで審査を行います。

# 譲渡の流れ

## フロー図

譲渡希望者

動物愛護センター

譲渡条件を確認のうえ  
譲渡関係書類の提出

書類審査

面談  
譲渡希望動物とのマッチング

飼育環境の確認

トライアル

正式譲渡

